

草津市公報

発行日 令和 7 年 4 月 1 5 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 7 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 条 例

草津市部設置条例の一部を改正する条例（職員課）	5
草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例（子ども・若者政策課、市営住宅課）	5
草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例および草津市税条例の一部を改正する条例（経営戦略課、税務課）	7
草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）	9
草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）	12
草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（職員課）	12
草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（職員課、上下水道総務課）	15
草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（職員課）	39
草津市税条例の一部を改正する条例（税務課）	41
草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険年金課）	42
草津市手数料条例の一部を改正する条例（子育て相談センター）	47
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（幼児課）	97
草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（介護保険課）	103
草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例（長寿いきがい課）	104
草津市金融審査会設置条例を廃止する条例（商工観光労政課）	106
草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（上下水道総務課）	106
草津市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局）	110
草津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）	111
草津市税条例の一部を改正する条例（税務課）	113
草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税務課）	116

◎ 規 則

草津市広報紙の発行に関する規則の一部を改正する規則（広報課）	118
草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則（開発調整課）	119
草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則（開発調整課）	120
草津市立自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（交通政策課）	126
草津市立さわやか保健センター条例施行規則の一部を改正する規則（健康増進課）	130
草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（職員課）	131
草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	135
草津市特定教育・保育施設等の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）	137
草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）	141

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）	146
草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）	147
草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）	152
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（総務課）	153
草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則（子ども家庭・若者課）	160
草津市契約規則の一部を改正する規則（契約検査課）	161
草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（市営住宅課）	162
草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課）	163
草津市金融審査会設置条例施行規則を廃止する規則（商工観光労政課）	165
草津市小規模企業者小口簡易資金融資規則を廃止する規則（商工観光労政課）	165
草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（商工観光労政課）	166
草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則（生活支援課）	170
草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）	176
草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則（職員課）	189
草津市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則（職員課）	201
草津市ひとり親家庭自立支援給付金に関する規則の一部を改正する規則（子ども家庭・若者課）	235
草津市税規則の一部を改正する規則（税務課）	256
草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（子ども若者政策課）	259
草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）	262
草津市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則（発達支援センター）	268
草津市児童福祉法施行細則（発達支援センター）	269
草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（学校給食センター）	278

◎ 訓 令

草津市児童手当支給等事務取扱規程の一部を改正する訓令（子ども家庭・若者課）	279
草津市建設事業審査委員会規程の一部を改正する訓令（契約検査課）	328
草津市事務決裁規程等の一部を改正する訓令（職員課）	329
草津市公営住宅譲渡資格審査会設置規程（市営住宅課）	336
草津市立発達支援センター運営規程の一部を改正する訓令（発達支援センター）	337
草津市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する訓令（発達支援センター）	340

◎ 告 示

認可地縁団体の変更について（まちづくり協働課）	342
草津市認可外保育施設指導要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	344
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	346
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	346
介護保険法第79条第1項の規定による居宅介護支援事業者の指定について（介護保険課）	346
市道路線の認定について（土木管理課）	346
市道路線の区域決定について（土木管理課）	347
市道路線の供用開始について（土木管理課）	347
草津市市制施行70周年記念事業実行委員会開催要綱を廃止する要綱（企画調整課）	347
草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱（人とくらしのサポートセンター）	348
草津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱等を廃止する要綱（子ども家庭・若者課）	348

草津市節目歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	350
草津市妊婦歯科健康診査実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	350
草津市特定開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱（開発調整課）	351
草津市中高層建築物に関する指導要綱の一部を改正する要綱（開発調整課）	353
草津市子ども・若者ケアラーヘルパー派遣モデル事業実施要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭・若者課）	354
草津市子ども・若者支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭・若者課）	355
草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築政策課）	357
草津市公文書公開室運営要綱の一部を改正する要綱（総務課）	360
草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程（建築政策課）	360
草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	361
草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（健康福祉政策課）	363
草津市総合計画策定市民会議開催要綱を廃止する要綱（企画調整課）	363
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（税務課）	364
固定資産の価格等の決定について（税務課）	364
草津市帯状疱疹予防接種費用助成金交付要綱を廃止する要綱（健康増進課）	364
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱（総務課）	365
草津市救急病院運営補助金交付要綱（健康増進課）	371
草津市が設置する駐車場施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱（交通政策課）	372
環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の変更について（環境政策課）	373
騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準の区域の区分を当てはめる地域の変更について（環境政策課）	373
振動規制法に基づく振動に係る規制基準の区域の区分を当てはめる地域の変更について（環境政策課）	374
悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出に係る規制基準の地域の区分を当てはめる地域の変更について（環境政策課）	374
草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	375
子ども・子育て支援法第 5 8 条の 2 の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認について（幼児課）	382
草津市市制施行 7 0 周年記念冠事業取扱要綱を廃止する要綱（企画調整課）	383
草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	383
市道路線の区域変更について（土木管理課）	385
市道路線の供用開始について（土木管理課）	385
市道路線の区域決定について（土木管理課）	385
市道路線の供用開始について（土木管理課）	386
市道路線の区域変更について（土木管理課）	386
市道路線の供用開始について（土木管理課）	390
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	392
草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	395
草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	395
草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	396
草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	397
草津市小規模企業者小口簡易資金融資利子補給補助金交付要綱を廃止する要綱（商工観光労政課）	398
地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を定める件（令和元年国土交通省告示第 7 8 6 号。以下「基準告示」という。）第 2 項の規定による基準告示第 1 項各号に掲げる要件と同等であると認められる要件（建築政策課）	398

草津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	400
草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	404
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱（国スポ・障スポ推進室）	412
公印の新調および廃止について（総務課）	412
草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	414
草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱（温暖化対策室）	419
草津市MICE誘致事業補助金交付要綱（商工観光労政課）	420
草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（都市地域戦略課）	424
草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）	426
草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）	428
令和7年度草津市一般会計予算等の要領について（総務課）	429
草津市災害に伴う廃棄物処分に係る手数料免除に関する要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）	429
草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	433
草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	433
公金の収納および徴収事務の委託について（広報課）	434
草津市特別支援処遇委員会設置要綱の一部を改正する要綱（発達支援センター）	435
草津市発達障害者等支援システム推進協議会要綱の一部を改正する要綱（発達支援センター）	435
草津市スポーツ協会等補助金交付要綱の一部を改正する要綱（スポーツ推進課）	436
草津市営住宅建替事業実施要綱の一部を改正する要綱（市営住宅課）	436
指定納付受託者の指定について（広報課）	440
指定納付受託者の指定について（経営戦略課）	440
草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（こども若者政策課）	441
草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（児童生徒支援課）	444
草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱の一部を改正する要綱（児童生徒支援課）	452
草津市コーディネート会議設置要綱の一部を改正する要綱（人とくらしのサポートセンター）	455
草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	456
令和7年国勢調査草津市実施本部設置要綱（企画調整課）	459
令和7年度草津市一般廃棄物処理実施計画について（資源循環推進課）	460
草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	461
草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	468
草津市風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	471
指定納付受託者の指定について（納税課）	473
指定納付受託者の指定について（納税課）	473
草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	474
草津市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	478
草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	483
公金の収納および徴収事務の委託について（総務課）	484
草津市住生活基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱（建築政策課）	489
草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	489
公示送達について（介護保険課）	490
公示送達について（納税課）	491

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	495
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	495
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	496

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	496
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	496
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	496
草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について（上下水道施設課）	497
草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について（上下水道施設課）	497

◎議 会 規 程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（議会事務局）	498
--	-----

◎教育委員会規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則（教育総務課）	499
---	-----

◎教育委員会告示

草津市やまびこ教育相談事業実施要綱の一部を改正する要綱（教育研究所）	502
------------------------------------	-----

◎監査委員訓令

草津市監査委員事務局事務決裁規程	506
------------------	-----

◎監査委員告示

監査結果の公表について	508
-------------	-----

◎農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	511
-------------------	-----

◎水道事業管理規程

草津市水道技術管理者規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）	512
草津市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程および草津市企業職員の任期付職員の採用および給与の特例等に関する規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）	513
草津市上下水道部事務分掌規程等の一部を改正する規程（上下水道総務課）	515

◎上下水道事業告示

公共下水道の供用および処理開始について（上下水道施設課）	519
草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	519
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	520
指定公金事務取扱者の指定について（上下水道総務課）	520
草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）	520

条 例

草津市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第1号

草津市部設置条例の一部を改正する条例
草津市部設置条例（昭和47年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置） 第1条 《現行どおり》 《現行どおり》 <u>こども若者部</u> 《現行どおり》 （分掌事務） 第2条 《現行どおり》 《現行どおり》 <u>こども若者部</u> （1） <u>こども</u>および若者に係る政策の企画立案に 関すること。 （2）～（6） 《現行どおり》 《現行どおり》 第3条 《現行どおり》	（設置） 第1条 《省略》 《省略》 <u>子ども未来部</u> 《省略》 （分掌事務） 第2条 《省略》 《省略》 <u>子ども未来部</u> （1） <u>子ども</u>および若者に係る政策の企画立案に 関すること。 （2）～（6） 《省略》 《省略》 第3条 《省略》

付 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済み）

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第2号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例
草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 別表第 1 (第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項関係)			第 1 条～第 4 条 《省略》 別表第 1 (第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項関係)		
名称	担当事務	定数	名称	担当事務	定数
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市こども若者会議	こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）その他の <u>こども</u> に関する法律による施策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務	2 2 人以内	草津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）および児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）その他の <u>子ども</u> に関する法律による施策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務	2 0 人以内
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	1 0 人以内	草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	1 0 人以内
草津市木川・西一団地建替 P F I 事業者等選定委員会	木川、西一団地建替に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業を実施する民間事業者の選定についての調査審議に関する事務	6 人以内	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
別表第 2 ～別表第 4 《現行どおり》			別表第 2 ～別表第 4 《省略》		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第 2 条第 1 項の規定により設置された草津市子ども・子育て会議は、改正後の第 2 条第 1 項の規定により設置する草津市こども若者会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例および草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 3 号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例および草津市税条例
の一部を改正する条例

(草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年草津市条例
第 3 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (定義) 第 2 条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定 個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法第 2 条第 1 0 項に 規定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 3 項 に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 5 項に規定する情報提供ネットワークシステム をいう。 (7)～(8) 《現行どおり》 第 3 条～第 6 条 《現行どおり》 別表第 1 ～別表第 3 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (定義) 第 2 条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特 定個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法第 2 条第 9 項に規 定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項 に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステム をいう。 (7)～(8) 《省略》 第 3 条～第 6 条 《省略》 別表第 1 ～別表第 3 《省略》

(草津市税条例の一部改正)

第 2 条 草津市税条例（昭和 4 5 年草津市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 3 6 条 《現行どおり》 (市民税の申告) 第 3 6 条の 2 《現行どおり》 2 ～ 9 《現行どおり》 1 0 市長は、市民税の賦課徴収について必要があ ると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号または第 4 号に掲げる者に該当することとなつ た者に、当該該当することとなつた日から 1 月以 内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主	第 1 条～第 3 6 条 《省略》 (市民税の申告) 第 3 6 条の 2 《省略》 2 ～ 9 《省略》 1 0 市長は、市民税の賦課徴収について必要があ ると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号または第 4 号に掲げる者に該当することとなつ た者に、当該該当することとなつた日から 1 月以 内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主

改正後	改正前
たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第 3 6 条の 3～第 6 3 条 《現行どおり》 （施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項ならびに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項および第 5 項の規定による補正の方法の申出） 第 6 3 条の 2 《現行どおり》 (1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（同条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称） (2)～(4) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第 6 3 条の 3～第 8 8 条 《現行どおり》 （種別割の減免） 第 8 9 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（同法第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称） (3)～(8) 《現行どおり》 3 《現行どおり》 第 9 0 条～第 1 3 9 条の 2 《現行どおり》	たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第 3 6 条の 3～第 6 3 条 《省略》 （施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項ならびに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項および第 5 項の規定による補正の方法の申出） 第 6 3 条の 2 《省略》 (1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称） (2)～(4) 《省略》 2 《省略》 第 6 3 条の 3～第 8 8 条 《省略》 （種別割の減免） 第 8 9 条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（同法第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称） (3)～(8) 《省略》 3 《省略》 第 9 0 条～第 1 3 9 条の 2 《省略》

改正後	改正前
(特別土地保有税の減免) 第 1 3 9 条の 3 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第 2 条第 1 6 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称） (2)～(3) 《現行どおり》 3 《現行どおり》 第 1 4 0 条～第 1 4 6 条 《現行どおり》 （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第 1 4 7 条 《現行どおり》 (1) 住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（<u>同条第 1 6 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称） (2)～(3) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第 1 4 8 条～第 1 5 5 条 《現行どおり》	(特別土地保有税の減免) 第 1 3 9 条の 3 《省略》 2 《省略》 (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第 2 条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称） (2)～(3) 《省略》 3 《省略》 第 1 4 0 条～第 1 4 6 条 《省略》 （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第 1 4 7 条 《省略》 (1) 住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（<u>同条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称） (2)～(3) 《省略》 2 《省略》 第 1 4 8 条～第 1 5 5 条 《省略》

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 4 号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年草津市条例第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条の 2 《現行どおり》 （育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限） 第 8 条の 3 《現行どおり》 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 《現行どおり》 4 前 3 項の規定は、第 1 5 条第 1 項の要介護者（以下この項において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>ならびに第 2 項および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」</u>とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、<u>当該要介護者を介護</u>」と、<u>第 1 項中「深夜に」</u>とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）に」と読み替えるものとする。 5 《現行どおり》 第 9 条～第 1 4 条 《現行どおり》 （介護休暇） 第 1 5 条 介護休暇は、職員が、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父	第 1 条～第 8 条の 2 《省略》 （育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限） 第 8 条の 3 《省略》 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 《省略》 4 前 3 項の規定は、第 1 5 条第 1 項の要介護者（以下この項において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と「深夜に」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）に」と、<u>第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」</u>とあるのは「<u>要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、<u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」</u>とあるのは「<u>要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。 5 《省略》 第 9 条～第 1 4 条 《省略》 （介護休暇） 第 1 5 条 介護休暇は、職員が、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父

改正後	改正前
母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 《現行どおり》 第15条の2 《現行どおり》 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第15条の4</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 <u>第15条の5</u> 《現行どおり》 第16条～第19条 《現行どおり》	母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 《省略》 第15条の2 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>第15条の3</u> 《省略》 第16条～第19条 《省略》

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 5 号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和 4 5 年草津市条例第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																
第 1 条～第 7 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>議員報酬</th></tr><tr><td>議長</td><td>月額 <u>5 7 1, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>副議長</td><td>月額 <u>5 0 3, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>議員</td><td>月額 <u>4 5 3, 0 0 0 円</u></td></tr></table>	職名	議員報酬	議長	月額 <u>5 7 1, 0 0 0 円</u>	副議長	月額 <u>5 0 3, 0 0 0 円</u>	議員	月額 <u>4 5 3, 0 0 0 円</u>	第 1 条～第 7 条 《省略》 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>議員報酬</th></tr><tr><td>議長</td><td>月額 <u>5 5 8, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>副議長</td><td>月額 <u>4 9 2, 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>議員</td><td>月額 <u>4 4 3, 0 0 0 円</u></td></tr></table>	職名	議員報酬	議長	月額 <u>5 5 8, 0 0 0 円</u>	副議長	月額 <u>4 9 2, 0 0 0 円</u>	議員	月額 <u>4 4 3, 0 0 0 円</u>
職名	議員報酬																
議長	月額 <u>5 7 1, 0 0 0 円</u>																
副議長	月額 <u>5 0 3, 0 0 0 円</u>																
議員	月額 <u>4 5 3, 0 0 0 円</u>																
職名	議員報酬																
議長	月額 <u>5 5 8, 0 0 0 円</u>																
副議長	月額 <u>4 9 2, 0 0 0 円</u>																
議員	月額 <u>4 4 3, 0 0 0 円</u>																

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第6号

草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第3条 《現行どおり》 別表（第1条第1項、第2条第2項関係）			第1条～第3条 《省略》 別表（第1条第1項、第2条第2項関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 <u>41,100円</u>	《現行どおり》	教育委員会委員	月額 <u>40,200円</u>	《省略》
選挙管理委員会委員長	月額 <u>37,600円</u>		選挙管理委員会委員長	月額 <u>36,800円</u>	
選挙管理委員会委員	月額 <u>30,600円</u>		選挙管理委員会委員	月額 <u>29,900円</u>	
補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 <u>6,600円</u>		補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 <u>6,500円</u>	
公平委員会委員	日額 <u>6,600円</u>	《現行どおり》	公平委員会委員	日額 <u>6,500円</u>	《省略》
議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>47,100円</u>		議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>46,100円</u>	
農業委員会会長	月額 <u>47,100円</u>		農業委員会会長	月額 <u>46,100円</u>	
農業委員会副会長	月額 <u>41,100円</u>		農業委員会副会長	月額 <u>40,200円</u>	
農業委員会委員	月額 <u>37,600円</u>		農業委員会委員	月額 <u>36,800円</u>	
農地利用最適化推進委員	月額 <u>33,200円</u>		農地利用最適化推進委員	月額 <u>32,500円</u>	
固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>6,600円</u>		固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>6,500円</u>	
《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	
介護認定審査会委員および障害者総合支援法草津市審査会委員	日額 <u>14,000円</u>		介護認定審査会委員および障害者総合支援法草津市審査会委員	日額 <u>13,700円</u>	
審理員	時間額 <u>10,200円</u>		審理員	時間額 <u>10,000円</u>	
付属機関の委員その他の構成員	日額 <u>6,600円</u>		付属機関の委員その他の構成員	日額 <u>6,500円</u>	
《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 草津市長および副市長の給与等に関する条例（昭和 4 3 年草津市条例第 2 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 別表（第 2 条第 2 項関係）		第 1 条～第 5 条 《省略》 別表（第 2 条第 2 項関係）	
市長	副市長	市長	副市長
<u>947,000円</u>	<u>797,000円</u>	<u>926,000円</u>	<u>779,000円</u>

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 2 9 年草津市条例第 1 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (給与の額)	第 1 条～第 2 条 《省略》 (給与の額)
第 3 条 教育長の給料は、月額 <u>736,000円</u> とする。	第 3 条 教育長の給料は、月額 <u>720,000円</u> とする。
2～3 《現行どおり》	2～3 《省略》
第 4 条～第 5 条 《現行どおり》	第 4 条～第 5 条 《省略》

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（昭和 4 0 年草津市条例第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (給与の額)	第 1 条～第 2 条 《省略》 (給与の額)
第 3 条 監査委員の給料は、月額 <u>539,000円</u> とし、就任の当日分より退職、失職または死亡の当日分までこれを支給する。	第 3 条 監査委員の給料は、月額 <u>527,000円</u> とし、就任の当日分より退職、失職または死亡の当日分までこれを支給する。
2～3 《現行どおり》	2～3 《省略》
第 4 条～第 5 条 《現行どおり》	第 4 条～第 5 条 《省略》

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第7号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5～9 《現行どおり》 第6条の2～第12条 《現行どおり》 (扶養手当) 第13条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>(1)～(5)</u> 《現行どおり》 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき<u>13,000円</u>、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>6,500円</u>とする。 4 《現行どおり》 第14条 《現行どおり》 (地域手当)	第1条～第5条 《省略》 (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 《省略》 2～3 《省略》 4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(<u>一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給</u>)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5～9 《省略》 第6条の2～第12条 《省略》 (扶養手当) 第13条 《省略》 2 《省略》 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) <u>(2)～(6)</u> 《省略》 3 扶養手当の月額、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>6,500円</u>、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき<u>10,000円</u>とする。 4 《省略》 第14条 《省略》 (地域手当)

改正後	改正前
第14条の2 《現行どおり》 2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。ただし、東京都特別区の区域内に勤務する職員は、100分の20とする。 第14条の3 《現行どおり》 (通勤手当) 第15条 《現行どおり》 (1) 通勤のため交通機関または有料の道路(<u>以下この条において「交通機関等」という。</u>)を利用して、その運賃または料金(以下この項から<u>第3項まで</u>において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。) (2)～(3) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>次項および第5項</u>において「運賃等相当額」という。) (2) 《現行どおり》 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に	第14条の2 《省略》 2 地域手当の月額、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。ただし、東京都特別区の区域内に勤務する職員は、100分の20とする。 第14条の3 《省略》 (通勤手当) 第15条 《省略》 (1) 通勤のため交通機関または有料の道路(<u>以下この項および次項において「交通機関等」という。</u>)を利用して、その運賃または料金(以下この項<u>および次項</u>において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。) (2)～(3) 《省略》 2 《省略》 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>以下この号</u>において「運賃等相当額」という。)<u>。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号および第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (2) 《省略》 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当

改正後	改正前
定める額または前号に定める額 3 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項および第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号および次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。） (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除し	<u>たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額または前号に定める額 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
て得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 6～9 《現行どおり》 （単身赴任手当） 第15条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 《現行どおり》 3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第16条～第20条 《現行どおり》 （管理職員特別勤務手当）	3～6 《省略》 （単身赴任手当） 第15条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 《省略》 《改正後に新設》 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第16条～第20条 《省略》 （管理職員特別勤務手当）

改正後	改正前
第20条の2 《現行どおり》 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3～4 《現行どおり》 第21条～第23条 《現行どおり》 （特定の職員についての適用除外） 第23条の2 第6条第1項から第8項まで<u>および第12条から第14条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u> 2 《現行どおり》 第24条～第32条 《現行どおり》 別表第1（第3条第1号関係） （別添1－1のとおり） 別表第2（第3条第2号関係） （別添2－1のとおり） 別表第3（第3条第3号関係） （別添3－1のとおり） 別表第4（第3条第4号関係） （別添4－1のとおり） 別表第5～別表第6 《現行どおり》	第20条の2 《省略》 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3～4 《省略》 第21条～第23条 《省略》 （特定の職員についての適用除外） 第23条の2 第6条第1項から第8項まで、<u>第12条から第14条まで、第14条および第14条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2 《省略》 第24条～第32条 《省略》 別表第1（第3条第1号関係） （別添1－2のとおり） 別表第2（第3条第2号関係） （別添2－2のとおり） 別表第3（第3条第3号関係） （別添3－2のとおり） 別表第4（第3条第4号関係） （別添4－2のとおり） 別表第5～別表第6 《省略》

（草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 （特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>4</u> 第2項の規定による号給の決定および前項の規定による<u>給料月額</u>の決定は、予算の範囲内で行われなければならない。	第1条～第6条 《省略》 （特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条 《省略》 2～3 《省略》 <u>4</u> 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 <u>5</u> 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額の決定</u>および前項の規定による<u>特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行われなければならない。

改正後	改正前
<u>5</u> 《現行どおり》 (給与条例の適用除外等) 第8条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号。以下「給与条例」という。)第3条から第6条第8項まで、第7条、第11条から第14条まで<u>および</u>第14条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第2項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と</u>、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 《現行どおり》 (委任) 第9条 第7条第2項に規定するもののほか、第2条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに同条第2項、第3条および第4条の規定により採用された職員に対する職務の級および給料月額に関し必要な事項は、規則で定める。	<u>6</u> 《省略》 (給与条例の適用除外等) 第8条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号。以下「給与条例」という。)第3条から第6条第8項まで、第7条、第11条から第14条まで、<u>第14条の3および第22条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第23条の2第2項において「管理職員等」という。)が」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。 3 《省略》 (委任) 第9条 第7条第2項<u>および第4項</u>に規定するもののほか、第2条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに同条第2項、第3条および第4条の規定により採用された職員に対する職務の級および給料月額に関し必要な事項は、規則で定める。

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年草津市条例第20号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (給与の種類) 第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>单身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員	第1条 《省略》 (給与の種類) 第2条 《省略》 2 《省略》 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、

改正後	改正前
特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）および退職手当とする。 第3条～第5条 《現行どおり》 （扶養手当） 第6条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>(1)～(4)</u> 《現行どおり》 第6条の2～第7条 《現行どおり》 （単身赴任手当） <u>第7条の2</u> 単身赴任手当は、新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 第8条～第12条 《現行どおり》 （管理職員特別勤務手当） 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条第1項の規定に基づく市長が指定する職にある職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の企業の運営の必要により週休日または祝日法による休日等（<u>次項において「週休日等」という。</u>）に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。 <u>2</u> 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務	期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）および退職手当とする。 第3条～第5条 《省略》 （扶養手当） 第6条 《省略》 2 《省略》 <u>(1)</u> 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） <u>(2)～(5)</u> 《省略》 第6条の2～第7条 《省略》 《改正後に新設》 第8条～第12条 《省略》 （管理職員特別勤務手当） 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条第1項の規定に基づく市長が指定する職にある職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の企業の運営の必要により週休日または祝日法による休日等<u>もしくはこれらに準ずるものとして市長が定める日</u>に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。 《改正後に新設》

改正後	改正前
した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 第13条～第14条 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>第14条の2</u> 《現行どおり》 第15条～第19条の2 《現行どおり》 (会計年度任用職員についての適用除外等) 第20条 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条、第12条の2および第14条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 《現行どおり》 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条 第5条、第6条および第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、第22条の5第1項<u>または</u>第2項の規定により採用された職員には適用しない。 <u>2</u> 第5条、第6条、第6条の3および第15条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。 <u>3</u> 第4条から第6条まで<u>および</u>第6条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。 第22条 《現行どおり》	第13条～第14条 《省略》 (特定任期付職員業績手当) <u>第14条の2</u> 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。 <u>第14条の3</u> 《省略》 第15条～第19条の2 《省略》 (会計年度任用職員についての適用除外等) 第20条 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条、第12条の2および第14条の2<u>から第14条の3までの</u>規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 《省略》 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条 第5条、第6条、<u>第6条の3</u>および第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項<u>もしくは</u>第22条の5第1項<u>もしくは</u>第2項、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条</u>の規定により採用された職員には適用しない。 《改正後に新設》 <u>2</u> 第4条から第6条まで、<u>第6条の3および第14条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において草津市職員の給与に関する条例別表第1から第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第1から第4までに掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認めら

れる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の草津市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害を有する者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは

「(4) 心身に著しい障害を有する者

(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における新給与条例第14条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは「100分の9」とする。

(通勤手当および単身赴任手当に関する経過措置)

- 7 新給与条例第15条第4項および第15条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 9 草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年草津市条例第27号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第14条 《現行どおり》 付 則 第1条～第14条 《現行どおり》 第15条 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》 7 新給与条例第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条および第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 《現行どおり》 第16条～第19条 《現行どおり》	第1条～第14条 《省略》 付 則 第1条～第14条 《省略》 第15条 《省略》 2～6 《省略》 7 新給与条例第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条、 <u>第14条および第14条の3</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 《省略》 第16条～第19条 《省略》

付則別表第1(付則第2項関係)

一般行政職給料表

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1

13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40

57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				

101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

付則別表第 2（付則第 2 項関係）

教育職給料表

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11

28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	

72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	

付則別表第 3 (付則第 2 項関係)

ア 医療職給料表(1)

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17

30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	

74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給料表(2)

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33

46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	

90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

付則別表第 4 （付則第 2 項関係）

幼児教育職給料表

旧号給	新 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	2	1
13	9	9	5	3	1
14	10	10	6	4	2
15	11	11	7	5	3
16	12	12	8	6	4
17	13	13	9	7	5
18	14	14	10	8	6
19	15	15	11	9	7
20	16	16	12	10	8
21	17	17	13	11	9
22	18	18	14	12	10
23	19	19	15	13	11
24	20	20	16	14	12
25	21	21	17	15	13
26	22	22	18	16	14
27	23	23	19	17	15
28	24	24	20	18	16
29	25	25	21	19	17
30	26	26	22	20	18
31	27	27	23	21	19
32	28	28	24	22	20
33	29	29	25	23	21
34	30	30	26	24	22
35	31	31	27	25	23
36	32	32	28	26	24
37	33	33	29	27	25
38	34	34	30	28	26
39	35	35	31	29	27
40	36	36	32	30	28
41	37	37	33	31	29
42	38	38	34	32	30
43	39	39	35	33	31
44	40	40	36	34	32
45	41	41	37	35	33
46	42	42	38	36	34
47	43	43	39	37	35

48	44	44	40	38	36
49	45	45	41	39	37
50	46	46	42	40	38
51	47	47	43	41	39
52	48	48	44	42	40
53	49	49	45	43	41
54	50	50	46	44	42
55	51	51	47	45	43
56	52	52	48	46	44
57	53	53	49	47	45
58	54	54	50	48	46
59	55	55	51	49	47
60	56	56	52	50	48
61	57	57	53	51	49
62	58	58	54	52	50
63	59	59	55	53	51
64	60	60	56	54	52
65	61	61	57	55	53
66	62	62	58	56	54
67	63	63	59	57	55
68	64	64	60	58	56
69	65	65	61	59	57
70	66	66	62	60	58
71	67	67	63	61	59
72	68	68	64	62	60
73	69	69	65	63	61
74	70	70	66	64	62
75	71	71	67	65	63
76	72	72	68	66	64
77	73	73	69	67	65
78	74	74	70	68	66
79	75	75	71	69	67
80	76	76	72	70	68
81	77	77	73	71	69
82	78	78	74	72	70
83	79	79	75	73	71
84	80	80	76	74	72
85	81	81	77	75	73
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		

92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

改正後

別添 1 - 1

別表第 1 (第 3 条第 1 号関係)

一 般 行 政 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300

改正前

別添 1 - 2

別表第 1 (第 3 条第 1 号関係)

一 般 行 政 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200

16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,800	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,800	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94	299,400		348,800				
95	299,700		349,200				
96	300,100		349,500				
97	300,300		349,800				
98	300,600		350,200				
99	301,000		350,600				
100	301,400		351,000				
101	301,600		351,500				
102	301,900		351,900				
103	302,200		352,300				
104	302,500		352,700				
105	302,700		353,200				
106	303,000		353,600				
107	303,300		353,900				
108	303,600		354,200				
109	303,800		354,700				
110	304,200						
111	304,600						
112	304,900						
113	305,100						
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						

16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,000	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					

122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					

備考
1～2 ≪現行どおり≫

(単位 円)							
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
基準給料 月額	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫

改正後

別添 2－1
別表第 2（第 3 条第 2 号関係）
教 育 職 給 料 表

(単位 円)				
職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	199,900	220,700	356,200	435,700
2	202,200	223,100	357,700	437,000
3	204,500	225,500	359,200	438,200
4	206,700	227,900	360,700	439,500
5	208,900	230,300	362,100	440,600
6	211,200	232,700	363,500	441,700
7	213,400	235,100	364,900	442,900
8	215,600	237,500	366,300	444,100
9	217,800	239,900	367,700	445,400
10	220,000	241,500	369,000	446,600
11	222,200	243,100	370,300	447,600
12	224,400	244,700	371,600	448,700
13	226,600	246,300	372,800	449,900
14	228,700	247,800	374,100	450,700
15	230,800	249,200	375,300	451,500
16	232,900	250,600	376,500	452,400
17	235,000	252,000	377,700	453,300
18	236,800	253,200	378,900	453,800
19	238,500	254,400	380,100	454,300
20	240,200	255,600	381,200	454,800
21	241,900	257,000	382,300	455,300
22	243,200	258,200	383,500	
23	244,500	259,500	384,700	
24	245,800	260,800	385,800	
25	247,000	262,100	386,900	
26	248,100	264,000	388,100	
27	249,200	265,800	389,300	
28	250,300	267,600	390,400	
29	251,500	269,300	391,500	
30	252,800	271,500	392,700	
31	254,000	273,700	393,900	
32	255,200	275,900	395,000	
33	256,300	278,100	396,100	
34	257,500	280,300	397,300	
35	258,700	282,500	398,500	
36	259,900	284,600	399,700	
37	261,100	286,600	400,900	
38	262,300	288,500	402,200	
39	263,500	290,400	403,400	
40	264,700	292,200	404,600	
41	265,900	294,000	405,800	
42	267,000	295,900	407,100	
43	268,100	297,700	408,100	
44	269,200	299,400	409,200	
45	270,200	301,100	410,400	
46	271,000	302,900	411,600	
47	271,800	304,600	412,800	
48	272,600	306,200	414,000	
49	273,300	307,800	415,100	
50	274,100	309,500	416,100	
51	274,800	311,300	417,400	
52	275,500	313,000	418,600	
53	276,300	314,300	419,800	
54	277,100	316,200	420,900	
55	277,900	318,000	422,000	
56	278,600	319,700	423,100	
57	279,300	321,400	424,100	
58	280,100	323,300	425,300	
59	280,900	325,000	426,500	
60	281,600	326,700	427,700	
61	282,200	328,400	428,300	
62	282,900	330,200	429,100	
63	283,600	332,000	429,800	
64	284,200	333,700	430,300	
65	284,900	335,400	430,600	

122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					

備考
1～2 ≪省略≫

(単位 円)							
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
基準給料 月額	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫

改正前

別添 2－2
別表第 2（第 3 条第 2 号関係）
教 育 職 給 料 表

(単位 円)				
職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	199,900	220,700	323,900	413,600
2	202,200	223,100	326,000	415,100
3	204,500	225,500	328,100	416,600
4	206,700	227,900	330,200	418,000
5	208,900	230,300	332,200	419,300
6	211,200	232,700	334,300	420,700
7	213,400	235,100	336,400	422,100
8	215,600	237,500	338,500	423,500
9	217,800	239,900	340,500	424,900
10	220,000	241,500	342,600	426,300
11	222,200	243,100	344,700	427,700
12	224,400	244,700	346,700	429,000
13	226,600	246,300	348,700	430,300
14	228,700	247,800	350,200	431,700
15	230,800	249,200	351,700	433,100
16	232,900	250,600	353,200	434,500
17	235,000	252,000	354,600	435,700
18	236,800	253,200	356,000	437,000
19	238,500	254,400	357,400	438,200
20	240,200	255,600	358,800	439,500
21	241,900	257,000	360,200	440,600
22	243,200	258,200	361,500	441,700
23	244,500	259,500	362,800	442,900
24	245,800	260,800	364,100	444,100
25	247,000	262,100	365,300	445,400
26	248,100	264,000	366,600	446,600
27	249,200	265,800	367,800	447,600
28	250,300	267,600	369,000	448,700
29	251,500	269,300	370,200	449,900
30	252,800	271,500	371,400	450,700
31	254,000	273,700	372,600	451,500
32	255,200	275,900	373,700	452,400
33	256,300	278,100	374,800	453,300
34	257,500	280,300	376,000	453,800
35	258,700	282,500	377,200	454,300
36	259,900	284,600	378,300	454,800
37	261,100	286,600	379,400	455,300
38	262,300	288,500	380,600	
39	263,500	290,400	381,800	
40	264,700	292,200	382,900	
41	265,900	294,000	384,000	
42	267,000	295,900	385,200	
43	268,100	297,700	386,400	
44	269,200	299,400	387,500	
45	270,200	301,100	388,600	
46	271,000	302,900	389,800	
47	271,800	304,600	391,000	
48	272,600	306,200	392,200	
49	273,300	307,800	393,400	
50	274,100	309,500	394,700	
51	274,800	311,300	395,900	
52	275,500	313,000	397,100	
53	276,300	314,300	398,300	
54	277,100	316,200	399,600	
55	277,900	318,000	400,600	
56	278,600	319,700	401,700	
57	279,300	321,400	402,900	
58	280,100	323,300	404,100	
59	280,900	325,000	405,300	
60	281,600	326,700	406,500	
61	282,200	328,400	407,600	
62	282,900	330,200	408,600	
63	283,600	332,000	409,900	
64	284,200	333,700	411,100	
65	284,900	335,400	412,300	

66	285,600	336,700	<u>430,900</u>	
67	286,300	338,000	<u>431,300</u>	
68	287,000	339,300	<u>431,700</u>	
69	287,700	340,800	<u>432,000</u>	
70	288,500	342,300	<u>432,400</u>	
71	289,200	343,800	<u>432,700</u>	
72	289,900	345,300	<u>433,000</u>	
73	290,400	346,700	<u>433,300</u>	
74	291,100	348,200	<u>433,700</u>	
75	291,800	349,700	<u>434,000</u>	
76	292,400	351,200	<u>434,300</u>	
77	293,000	352,600	<u>434,600</u>	
78	293,700	354,100	<u>434,900</u>	
79	294,300	355,600	<u>435,200</u>	
80	294,900	357,100	<u>435,400</u>	
81	295,500	358,500	<u>435,600</u>	
82	296,100	359,800		
83	296,700	361,100		
84	297,300	362,300		
85	297,800	363,500		
86	298,300	364,700		
87	298,800	365,900		
88	299,300	367,000		
89	299,700	368,100		
90	300,300	369,200		
91	300,800	370,300		
92	301,300	371,400		
93	301,600	372,500		
94	302,100	373,700		
95	302,600	374,800		
96	303,000	375,900		
97	303,400	376,900		
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		
136		405,200		
137		405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		
141		406,700		
142		407,000		
143		407,300		
144		407,600		
145		407,800		
146		408,100		
147		408,400		
148		408,600		
149		408,800		
150		409,100		

66	285,600	336,700	<u>413,400</u>	
67	286,300	338,000	<u>414,500</u>	
68	287,000	339,300	<u>415,600</u>	
69	287,700	340,800	<u>416,600</u>	
70	288,500	342,300	<u>417,800</u>	
71	289,200	343,800	<u>419,000</u>	
72	289,900	345,300	<u>420,200</u>	
73	290,400	346,700	<u>420,800</u>	
74	291,100	348,200	<u>421,600</u>	
75	291,800	349,700	<u>422,300</u>	
76	292,400	351,200	<u>422,800</u>	
77	293,000	352,600	<u>423,100</u>	
78	293,700	354,100	<u>423,400</u>	
79	294,300	355,600	<u>423,800</u>	
80	294,900	357,100	<u>424,200</u>	
81	295,500	358,500	<u>424,500</u>	
82	296,100	359,800	<u>424,900</u>	
83	296,700	361,100	<u>425,200</u>	
84	297,300	362,300	<u>425,500</u>	
85	297,800	363,500	<u>425,800</u>	
86	298,300	364,700	<u>426,200</u>	
87	298,800	365,900	<u>426,500</u>	
88	299,300	367,000	<u>426,800</u>	
89	299,700	368,100	<u>427,100</u>	
90	300,300	369,200	<u>427,400</u>	
91	300,800	370,300	<u>427,700</u>	
92	301,300	371,400	<u>427,900</u>	
93	301,600	372,500	<u>428,100</u>	
94	302,100	373,700		
95	302,600	374,800		
96	303,000	375,900		
97	303,400	376,900		
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		
136		405,200		
137		405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		
141		406,700		
142		407,000		
143		407,300		
144		407,600		
145		407,800		
146		408,100		
147		408,400		
148		408,600		
149		408,800		
150		409,100		

151		409,400	
152		409,600	
153		409,800	
154		410,100	
155		410,400	
156		410,600	
157		410,800	

備考

1～2 《現行どおり》

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
基準給料月額	《現行どおり》	《現行どおり》	337,500	《現行どおり》

改正後

別添 3－1
別表第 3（第 3 条第 3 号関係）

医 療 職 給 料 表

(単位 円)

ア 医療職給料表(1)						
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	

151		409,400	
152		409,600	
153		409,800	
154		410,100	
155		410,400	
156		410,600	
157		410,800	

備考

1～2 《省略》

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
基準給料月額	《省略》	《省略》	330,000	《省略》

改正前

別添 3－2
別表第 3（第 3 条第 3 号関係）

医 療 職 給 料 表

(単位 円)

ア 医療職給料表(1)						
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100
2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700
6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400

65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86	294,100	331,700	352,500			
87	294,300	332,000	352,800			
88	294,500	332,300	353,100			
89	294,900	332,600	353,500			
90	295,100	332,800	353,800			
91	295,300	333,200	354,100			
92	295,500	333,500	354,400			
93	295,900	333,700	354,700			
94	296,100	334,000	355,100			
95	296,300	334,300	355,500			
96	296,600	334,600	355,900			
97	296,900	334,800	356,400			
98	297,100	335,100	356,800			
99	297,300	335,400	357,200			
100	297,600	335,600	357,600			
101	297,900	335,800	358,100			
102	298,100	336,000				
103	298,300	336,400				
104	298,600	336,600				
105	298,900	336,800				
106		337,200				
107		337,600				
108		338,000				
109		338,200				
110		337,200				
111		337,600				
112		338,000				
113		338,200				

備考

1～2 ≪現行どおり≫

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料月額	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫

改正後

イ 医療職給料表(2)		(単位 円)					
職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	

65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	
86	294,100	330,400	351,200			
87	294,300	330,600	351,500			
88	294,500	330,900	351,800			
89	294,900	331,300	352,200			
90	295,100	331,700	352,500			
91	295,300	332,000	352,800			
92	295,500	332,300	353,100			
93	295,900	332,600	353,500			
94	296,100	332,800	353,800			
95	296,300	333,200	354,100			
96	296,600	333,500	354,400			
97	296,900	333,700	354,700			
98	297,100	334,000	355,100			
99	297,300	334,300	355,500			
100	297,600	334,600	355,900			
101	297,900	334,800	356,400			
102	298,100	335,100	356,800			
103	298,300	335,400	357,200			
104	298,600	335,600	357,600			
105	298,900	335,800	358,100			
106		336,000				
107		336,400				
108		336,600				
109		336,800				

備考

1～2 ≪省略≫

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料月額	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫

改正前

イ 医療職給料表(2)		(単位 円)					
職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	
2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	
3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	
4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	

25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		
90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			

25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	436,100
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,500
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	396,000	
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
94	290,200	320,400	353,500	371,500		
95	290,800	321,100	354,100	371,900		
96	291,400	321,700	354,700	372,200		
97	292,000	322,200	355,100	372,800		
98	292,500	322,500	355,500	373,300		
99	293,000	323,100	356,000	373,800		
100	293,500	323,700	356,400	374,300		
101	294,000	324,100	356,900	374,900		
102	294,500	324,700	357,300	375,400		
103	295,000	325,300	357,800	375,900		
104	295,400	325,800	358,200	376,300		
105	295,800	326,200	358,500	376,900		
106	296,300	326,700	359,000	377,400		
107	296,800	327,200	359,400	377,900		
108	297,100	327,700	359,700	378,400		
109	297,300	328,100	360,100	379,000		
110	297,600	328,500	360,600	379,400		
111	297,800	328,800	361,100	379,900		
112	298,100	329,100	361,600	380,400		
113	298,400	329,400	362,100	381,000		
114	298,600	329,800	362,600			

115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考

1～2 ≪現行どおり≫

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫

改正後

別添 4－1

別表第 4（第 3 条第 4 号関係）

幼 児 教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	199,600	254,300	287,800	313,800	334,500	355,200
2	201,300	255,900	288,800	315,500	336,100	356,900
3	203,000	257,500	289,700	317,000	337,400	358,500
4	204,700	258,800	290,600	318,500	339,000	360,100
5	206,300	260,300	291,500	319,700	340,500	361,700
6	207,900	261,500	292,400	321,100	342,000	363,500
7	209,500	262,600	293,300	322,500	343,500	365,000
8	211,100	263,700	294,200	323,900	345,100	366,600
9	212,700	264,800	295,000	325,300	346,600	368,000
10	214,500	265,900	296,000	326,800	348,100	369,600
11	216,300	267,000	297,200	328,200	349,500	371,200
12	217,400	268,100	298,300	329,600	351,100	372,700
13	218,500	269,200	299,500	331,000	352,700	374,600
14	219,700	270,100	300,600	332,600	354,200	376,500
15	220,900	271,000	301,700	334,200	355,900	378,400

115	298,900	330,100	363,100			
116	299,100	330,400	363,500			
117	299,400	330,600	363,900			
118	299,700	330,900	364,300			
119	300,000	331,200	364,800			
120	300,300	331,400	365,300			
121	300,600	331,600	365,700			
122	301,000	331,900	366,200			
123	301,300	332,200	366,700			
124	301,600	332,500	367,200			
125	301,800	332,700	367,500			
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考

1～2 ≪省略≫

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料月額	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫

改正前

別添 4－2

別表第 4（第 3 条第 4 号関係）

幼 児 教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	199,600	246,200	284,700	302,400	318,700	335,000
2	201,300	248,300	285,500	303,700	320,300	336,900
3	203,000	250,300	286,300	305,000	321,800	338,700
4	204,700	252,300	287,100	306,200	323,300	340,500
5	206,300	254,300	287,800	307,400	324,800	342,200
6	207,900	255,900	288,800	309,000	326,400	343,900
7	209,500	257,500	289,700	310,600	328,000	345,500
8	211,100	258,800	290,600	312,200	329,700	347,200
9	212,700	260,300	291,500	313,800	331,300	348,800
10	214,500	261,500	292,400	315,500	333,000	350,500
11	216,300	262,600	293,300	317,000	334,500	352,100
12	217,400	263,700	294,200	318,500	336,100	353,700
13	218,500	264,800	295,000	319,700	337,400	355,200
14	219,700	265,900	296,000	321,100	339,000	356,900
15	220,900	267,000	297,200	322,500	340,500	358,500

16	222,000	<u>271,800</u>	<u>302,800</u>	<u>335,700</u>	<u>357,600</u>	<u>380,200</u>
17	223,100	<u>272,400</u>	<u>303,900</u>	<u>337,200</u>	<u>359,400</u>	<u>381,700</u>
18	224,100	<u>273,100</u>	<u>305,000</u>	<u>338,800</u>	<u>361,000</u>	<u>383,500</u>
19	225,100	<u>273,900</u>	<u>306,100</u>	<u>340,400</u>	<u>362,500</u>	<u>385,200</u>
20	226,100	<u>274,600</u>	<u>307,100</u>	<u>341,900</u>	<u>364,200</u>	<u>386,800</u>
21	227,100	<u>275,600</u>	<u>308,100</u>	<u>343,400</u>	<u>365,800</u>	<u>388,500</u>
22	228,500	<u>276,500</u>	<u>309,100</u>	<u>344,900</u>	<u>367,300</u>	<u>389,900</u>
23	229,800	<u>277,400</u>	<u>310,100</u>	<u>346,400</u>	<u>368,900</u>	<u>391,300</u>
24	231,100	<u>278,300</u>	<u>311,100</u>	<u>347,900</u>	<u>370,400</u>	<u>392,700</u>
25	232,400	<u>279,300</u>	<u>312,100</u>	<u>349,400</u>	<u>371,900</u>	<u>394,100</u>
26	233,700	<u>280,200</u>	<u>313,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>395,300</u>
27	235,000	<u>281,100</u>	<u>314,100</u>	<u>352,600</u>	<u>374,700</u>	<u>396,500</u>
28	236,200	<u>282,000</u>	<u>315,100</u>	<u>354,100</u>	<u>376,000</u>	<u>397,500</u>
29	237,400	<u>282,900</u>	<u>316,100</u>	<u>355,300</u>	<u>377,400</u>	<u>398,600</u>
30	238,400	<u>283,700</u>	<u>317,200</u>	<u>356,800</u>	<u>378,600</u>	<u>399,800</u>
31	239,400	<u>284,600</u>	<u>318,300</u>	<u>358,300</u>	<u>379,900</u>	<u>400,900</u>
32	240,400	<u>285,500</u>	<u>319,400</u>	<u>359,800</u>	<u>381,200</u>	<u>402,000</u>
33	241,400	<u>286,500</u>	<u>320,500</u>	<u>361,200</u>	<u>382,500</u>	<u>402,700</u>
34	242,400	<u>287,500</u>	<u>321,600</u>	<u>362,700</u>	<u>383,800</u>	<u>403,400</u>
35	243,300	<u>288,500</u>	<u>322,700</u>	<u>364,200</u>	<u>384,900</u>	<u>404,100</u>
36	244,200	<u>289,400</u>	<u>323,800</u>	<u>365,700</u>	<u>385,900</u>	<u>404,800</u>
37	245,100	<u>290,300</u>	<u>324,800</u>	<u>367,100</u>	<u>387,000</u>	<u>405,400</u>
38	246,000	<u>291,300</u>	<u>325,900</u>	<u>368,500</u>	<u>388,000</u>	<u>406,000</u>
39	246,900	<u>292,300</u>	<u>327,000</u>	<u>369,900</u>	<u>388,800</u>	<u>406,500</u>
40	247,700	<u>293,200</u>	<u>328,000</u>	<u>371,300</u>	<u>389,700</u>	<u>406,900</u>
41	248,500	<u>294,100</u>	<u>329,000</u>	<u>372,300</u>	<u>390,400</u>	<u>407,300</u>
42	249,100	<u>295,100</u>	<u>329,900</u>	<u>373,400</u>	<u>391,100</u>	<u>407,500</u>
43	249,700	<u>296,100</u>	<u>330,800</u>	<u>374,300</u>	<u>391,700</u>	<u>407,800</u>
44	250,300	<u>297,000</u>	<u>331,700</u>	<u>375,400</u>	<u>392,100</u>	<u>408,100</u>
45	250,800	<u>297,900</u>	<u>332,600</u>	<u>376,100</u>	<u>392,600</u>	<u>408,400</u>
46	251,300	<u>298,800</u>	<u>333,300</u>	<u>376,700</u>	<u>393,100</u>	<u>408,700</u>
47	251,800	<u>299,700</u>	<u>333,900</u>	<u>377,400</u>	<u>393,700</u>	<u>409,000</u>
48	252,300	<u>300,600</u>	<u>334,500</u>	<u>378,200</u>	<u>394,200</u>	<u>409,300</u>
49	252,800	<u>301,400</u>	<u>335,100</u>	<u>379,000</u>	<u>394,700</u>	<u>409,500</u>
50	253,400	<u>302,300</u>	<u>335,800</u>	<u>379,700</u>	<u>395,200</u>	<u>409,800</u>
51	253,900	<u>303,200</u>	<u>336,400</u>	<u>380,500</u>	<u>395,700</u>	<u>410,100</u>
52	254,400	<u>304,000</u>	<u>337,000</u>	<u>381,200</u>	<u>396,200</u>	<u>410,400</u>
53	254,800	<u>304,900</u>	<u>337,600</u>	<u>382,000</u>	<u>396,700</u>	<u>410,600</u>
54	255,300	<u>305,900</u>	<u>338,100</u>	<u>382,700</u>	<u>397,200</u>	<u>410,900</u>
55	255,800	<u>306,900</u>	<u>338,600</u>	<u>383,400</u>	<u>397,400</u>	<u>411,200</u>
56	256,300	<u>307,800</u>	<u>339,100</u>	<u>384,000</u>	<u>397,900</u>	<u>411,500</u>
57	256,800	<u>308,700</u>	<u>339,500</u>	<u>384,300</u>	<u>398,300</u>	<u>411,700</u>
58	257,200	<u>309,700</u>	<u>339,700</u>	<u>384,900</u>	<u>398,800</u>	<u>412,000</u>
59	257,600	<u>310,600</u>	<u>340,200</u>	<u>385,500</u>	<u>399,100</u>	<u>412,300</u>
60	258,000	<u>311,500</u>	<u>340,700</u>	<u>386,200</u>	<u>399,600</u>	<u>412,500</u>
61	258,400	<u>312,400</u>	<u>341,000</u>	<u>386,600</u>	<u>400,100</u>	<u>412,700</u>
62	258,800	<u>313,300</u>	<u>341,400</u>	<u>387,300</u>	<u>400,500</u>	<u>413,000</u>
63	259,200	<u>314,200</u>	<u>341,900</u>	<u>387,900</u>	<u>400,800</u>	<u>413,300</u>
64	259,600	<u>315,000</u>	<u>342,300</u>	<u>388,500</u>	<u>401,200</u>	<u>413,500</u>
65	260,000	<u>315,700</u>	<u>342,700</u>	<u>388,900</u>	<u>401,600</u>	<u>413,700</u>
66	260,400	<u>316,600</u>	<u>343,200</u>	<u>389,400</u>	<u>402,000</u>	<u>414,000</u>
67	260,800	<u>317,400</u>	<u>343,600</u>	<u>390,000</u>	<u>402,300</u>	<u>414,300</u>
68	261,200	<u>318,200</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>402,700</u>	<u>414,500</u>
69	261,600	<u>319,000</u>	<u>344,300</u>	<u>390,900</u>	<u>403,100</u>	<u>414,700</u>
70	262,000	<u>319,500</u>	<u>344,800</u>	<u>391,400</u>	<u>403,400</u>	<u>415,000</u>
71	262,400	<u>320,000</u>	<u>345,300</u>	<u>391,900</u>	<u>403,800</u>	<u>415,300</u>
72	262,800	<u>320,500</u>	<u>345,700</u>	<u>392,400</u>	<u>404,100</u>	<u>415,500</u>
73	263,200	<u>321,000</u>	<u>346,000</u>	<u>392,900</u>	<u>404,500</u>	<u>415,700</u>
74	263,600	<u>321,600</u>	<u>346,400</u>	<u>393,300</u>	<u>404,800</u>	
75	264,000	<u>322,100</u>	<u>346,900</u>	<u>393,700</u>	<u>405,000</u>	
76	264,400	<u>322,600</u>	<u>347,300</u>	<u>394,100</u>		
77	264,800	<u>322,900</u>	<u>347,500</u>	<u>394,300</u>		
78	265,200	<u>323,200</u>	<u>347,800</u>	<u>394,500</u>		
79	265,600	<u>323,700</u>	<u>348,200</u>	<u>394,800</u>		
80	265,900	<u>324,000</u>	<u>348,600</u>	<u>395,100</u>		
81	266,200	<u>324,300</u>	<u>348,900</u>	<u>395,300</u>		
82	266,600	<u>324,600</u>	<u>349,200</u>	<u>395,600</u>		
83	267,000	<u>324,900</u>	<u>349,600</u>	<u>395,900</u>		
84	267,300	<u>325,200</u>	<u>350,000</u>	<u>396,100</u>		
85	267,600	<u>325,600</u>	<u>350,300</u>	<u>396,300</u>		
86	268,000	<u>326,000</u>	<u>350,700</u>			
87	268,400	<u>326,300</u>	<u>351,100</u>			
88	268,700	<u>326,500</u>	<u>351,300</u>			
89	269,000	<u>327,000</u>	<u>351,600</u>			
90	269,400	<u>327,400</u>				
91	269,800	<u>327,600</u>				
92	270,100	<u>328,000</u>				
93	270,400	<u>328,400</u>				
94	270,800	<u>328,800</u>				
95	271,200	<u>329,200</u>				
96	271,500	<u>329,500</u>				
97	271,800	<u>329,700</u>				
98	272,200	<u>330,000</u>				
99	272,600	<u>330,300</u>				
100	272,900	<u>330,600</u>				
101	273,200	<u>331,000</u>				
102	273,600	<u>331,200</u>				
103	274,000	<u>331,500</u>				
104	274,300	<u>331,900</u>				
105	274,500	<u>332,300</u>				
106	274,700	<u>332,600</u>				
107	275,000	<u>332,900</u>				
108	275,300	<u>333,200</u>				

16	222,000	<u>268,100</u>	<u>298,300</u>	<u>323,900</u>	<u>342,000</u>	<u>360,100</u>
17	223,100	<u>269,200</u>	<u>299,500</u>	<u>325,300</u>	<u>343,500</u>	<u>361,700</u>
18	224,100	<u>270,100</u>	<u>300,600</u>	<u>326,800</u>	<u>345,100</u>	<u>363,500</u>
19	225,100	<u>271,000</u>	<u>301,700</u>	<u>328,200</u>	<u>346,600</u>	<u>365,000</u>
20	226,100	<u>271,800</u>	<u>302,800</u>	<u>329,600</u>	<u>348,100</u>	<u>366,600</u>
21	227,100	<u>272,400</u>	<u>303,900</u>	<u>331,000</u>	<u>349,500</u>	<u>368,000</u>
22	228,500	<u>273,100</u>	<u>305,000</u>	<u>332,600</u>	<u>351,100</u>	<u>369,600</u>
23	229,800	<u>273,900</u>	<u>306,100</u>	<u>334,200</u>	<u>352,700</u>	<u>371,200</u>
24	231,100	<u>274,600</u>	<u>307,100</u>	<u>335,700</u>	<u>354,200</u>	<u>372,700</u>
25	232,400	<u>275,600</u>	<u>308,100</u>	<u>337,200</u>	<u>355,900</u>	<u>374,600</u>
26	233,700	<u>276,500</u>	<u>309,100</u>	<u>338,800</u>	<u>357,600</u>	<u>376,500</u>
27	235,000	<u>277,400</u>	<u>310,100</u>	<u>340,400</u>	<u>359,400</u>	<u>378,400</u>
28	236,200	<u>278,300</u>	<u>311,100</u>	<u>341,900</u>	<u>361,000</u>	<u>380,200</u>
29	237,400	<u>279,300</u>	<u>312,100</u>	<u>343,400</u>	<u>362,500</u>	<u>381,700</u>
30	238,400	<u>280,200</u>	<u>313,100</u>	<u>344,900</u>	<u>364,200</u>	<u>383,500</u>
31	239,400	<u>281,100</u>	<u>314,100</u>	<u>346,400</u>	<u>365,800</u>	<u>385,200</u>
32	240,400	<u>282,000</u>	<u>315,100</u>	<u>347,900</u>	<u>367,300</u>	<u>386,800</u>
33	241,400	<u>282,900</u>	<u>316,100</u>	<u>349,400</u>	<u>368,900</u>	<u>388,500</u>
34	242,400	<u>283,700</u>	<u>317,200</u>	<u>351,000</u>	<u>370,400</u>	<u>389,900</u>
35	243,300	<u>284,600</u>	<u>318,300</u>	<u>352,600</u>	<u>371,900</u>	<u>391,300</u>
36	244,200	<u>285,500</u>	<u>319,400</u>	<u>354,100</u>	<u>373,400</u>	<u>392,700</u>
37	245,100	<u>286,500</u>	<u>320,500</u>	<u>355,300</u>	<u>374,700</u>	<u>394,100</u>
38	246,000	<u>287,500</u>	<u>321,600</u>	<u>356,800</u>	<u>376,000</u>	<u>395,300</u>
39	246,900	<u>288,500</u>	<u>322,700</u>	<u>358,300</u>	<u>377,400</u>	<u>396,500</u>
40	247,700	<u>289,400</u>	<u>323,800</u>	<u>359,800</u>	<u>378,600</u>	<u>397,500</u>
41	248,500	<u>290,300</u>	<u>324,800</u>	<u>361,200</u>	<u>379,900</u>	<u>398,600</u>
42	249,100	<u>291,300</u>	<u>325,900</u>	<u>362,700</u>	<u>381,200</u>	<u>399,800</u>
43	249,700	<u>292,300</u>	<u>327,000</u>	<u>364,200</u>	<u>382,500</u>	<u>400,900</u>
44	250,300	<u>293,200</u>	<u>328,000</u>	<u>365,700</u>	<u>383,800</u>	<u>402,000</u>
45	250,800	<u>294,100</u>	<u>329,000</u>	<u>367,100</u>	<u>384,900</u>	<u>402,700</u>
46	251,300	<u>295,100</u>	<u>329,900</u>	<u>368,500</u>	<u>385,900</u>	<u>403,400</u>
47	251,800	<u>296,100</u>	<u>330,800</u>	<u>369,900</u>	<u>387,000</u>	<u>404,100</u>
48	252,300	<u>297,000</u>	<u>331,700</u>	<u>371,300</u>	<u>388,000</u>	<u>404,800</u>
49	252,800	<u>297,900</u>	<u>332,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,800</u>	<u>405,400</u>
50	253,400	<u>298,800</u>	<u>333,300</u>	<u>373,400</u>	<u>389,700</u>	<u>406,000</u>
51	253,900	<u>299,700</u>	<u>333,900</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>406,500</u>
52	254,400	<u>300,600</u>	<u>334,500</u>	<u>375,400</u>	<u>391,100</u>	<u>406,900</u>
53	254,800	<u>301,400</u>	<u>335,100</u>	<u>376,100</u>	<u>391,700</u>	<u>407,300</u>
54	255,300	<u>302,300</u>	<u>335,800</u>	<u>376,700</u>	<u>392,100</u>	<u>407,500</u>
55	255,800	<u>303,200</u>	<u>336,400</u>	<u>377,400</u>	<u>392,600</u>	<u>407,800</u>
56	256,300	<u>304,000</u>	<u>337,000</u>	<u>378,200</u>	<u>393,100</u>	<u>408,100</u>
57	256,800	<u>304,900</u>	<u>337,600</u>	<u>379,000</u>	<u>393,700</u>	<u>408,400</u>
58	257,200	<u>305,900</u>	<u>338,100</u>	<u>379,700</u>	<u>394,200</u>	<u>408,700</u>
59	257,600	<u>306,900</u>	<u>338,600</u>	<u>380,500</u>	<u>394,700</u>	<u>409,000</u>
60	258,000	<u>307,800</u>	<u>339,100</u>	<u>381,200</u>	<u>395,200</u>	<u>409,300</u>
61	258,400	<u>308,700</u>	<u>339,500</u>	<u>382,000</u>	<u>395,700</u>	<u>409,500</u>
62	258,800	<u>309,700</u>	<u>339,700</u>	<u>382,700</u>	<u>396,200</u>	<u>409,800</u>
63	259,200	<u>310,600</u>	<u>340,200</u>	<u>383,400</u>	<u>396,700</u>	<u>410,100</u>
64	259,600	<u>311,500</u>	<u>340,700</u>	<u>384,000</u>	<u>397,200</u>	<u>410,400</u>
65	260,000	<u>312,400</u>	<u>341,000</u>	<u>384,300</u>	<u>397,400</u>	<u>410,600</u>
66	260,400	<u>313,300</u>	<u>341,400</u>	<u>384,900</u>	<u>397,900</u>	<u>410,900</u>
67	260,800	<u>314,200</u>	<u>341,900</u>	<u>385,500</u>	<u>398,300</u>	<u>411,200</u>
68	261,200	<u>315,000</u>	<u>342,300</u>	<u>386,200</u>	<u>398,800</u>	<u>411,500</u>
69	261,600	<u>315,700</u>	<u>342,700</u>	<u>386,600</u>	<u>399,100</u>	<u>411,700</u>
70	262,000	<u>316,600</u>	<u>343,200</u>	<u>387,300</u>	<u>399,600</u>	<u>412,000</u>
71	262,400	<u>317,400</u>	<u>343,600</u>	<u>387,900</u>	<u>400,100</u>	<u>412,300</u>
72	262,800	<u>318,200</u>	<u>344,100</u>	<u>388,500</u>	<u>400,500</u>	<u>412,500</u>
73	263,200	<u>319,000</u>	<u>344,300</u>	<u>388,900</u>	<u>400,800</u>	<u>412,700</u>
74	263,600	<u>319,500</u>	<u>344,800</u>	<u>389,400</u>	<u>401,200</u>	<u>413,000</u>
75	264,000	<u>320,000</u>	<u>345,300</u>	<u>390,000</u>	<u>401,600</u>	<u>413,300</u>
76	264,400	<u>320,500</u>	<u>345,700</u>	<u>390,500</u>	<u>402,000</u>	<u>413,500</u>
77	264,800	<u>321,000</u>	<u>346,000</u>	<u>390,900</u>	<u>402,300</u>	<u>413,700</u>
78	265,200	<u>321,600</u>	<u>346,400</u>	<u>391,400</u>	<u>402,700</u>	<u>414,000</u>
79	265,600	<u>322,100</u>	<u>346,900</u>	<u>391,900</u>	<u>403,100</u>	<u>414,300</u>
80	265,900	<u>322,600</u>	<u>347,300</u>	<u>392,400</u>	<u>403,400</u>	<u>414,500</u>
81	266,200	<u>322,900</u>	<u>347,500</u>	<u>392,900</u>	<u>403,800</u>	<u>414,700</u>
82	266,600	<u>323,200</u>	<u>347,800</u>	<u>393,300</u>	<u>404,100</u>	<u>415,000</u>
83	267,000	<u>323,700</u>	<u>348,200</u>	<u>393,700</u>	<u>404,500</u>	<u>415,300</u>
84	267,300	<u>324,000</u>	<u>348,600</u>	<u>394,100</u>	<u>404,800</u>	<u>415,500</u>
85	267,600	<u>324,300</u>	<u>348,900</u>	<u>394,300</u>	<u>405,000</u>	<u>415,700</u>
86	268,000	<u>324,600</u>	<u>349,200</u>	<u>394,500</u>		
87	268,400	<u>324,900</u>	<u>349,600</u>	<u>394,800</u>		
88	268,700	<u>325,200</u>	<u>350,000</u>	<u>395,100</u>		
89	269,000	<u>325,600</u>	<u>350,300</u>	<u>395,300</u>		
90	269,400	<u>326,000</u>	<u>350,700</u>	<u>395,600</u>		
91	269,800	<u>326,300</u>	<u>351,100</u>	<u>395,900</u>		
92	270,100	<u>326,500</u>	<u>351,300</u>	<u>396,100</u>		
93	270,400	<u>327,000</u>	<u>351,600</u>	<u>396,300</u>		
94	270,800	<u>327,400</u>				
95	271,200	<u>327,600</u>				
96	271,500	<u>328,000</u>				
97	271,800	<u>328,400</u>				
98	272,200	<u>328,800</u>				
99	272,600	<u>329,200</u>				
100	272,900	<u>329,500</u>				
101	273,200	<u>329,700</u>				
102	273,600	<u>330,000</u>				
103	274,000	<u>330,300</u>				
104	274,300	<u>330,600</u>				
105	274,500	<u>331,000</u>				
106	274,700	<u>331,200</u>				
107	275,000	<u>331,500</u>				
108	275,300	<u>331,900</u>				

109	275,600	<u>333,500</u>				
110	275,900	<u>333,900</u>				
111	276,200	<u>334,200</u>				
112	276,400	<u>334,400</u>				
113	276,700	<u>334,600</u>				
114	277,000	<u>334,900</u>				
115	277,300	<u>335,200</u>				
116	277,700	<u>335,500</u>				
117	278,000	<u>335,700</u>				
118	278,300					
119	278,600					
120	279,000					
121	279,200					
122	279,400					
123	279,800					
124	280,100					
125	280,300					
126	280,600					
127	281,000					
128	281,400					
129	281,600					
130	282,000					
131	282,400					
132	282,700					
133	282,900					
134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					
139	284,700					
140	285,000					
141	285,200					
142	285,400					
143	285,600					
144	285,900					
145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					

備考

1～2 ≪現行どおり≫

(単位 円)						
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料 月額	≪現行ど おり≫	≪現行どお り≫	≪現行どお り≫	≪現行どお り≫	≪現行どお り≫	≪現行どお り≫

109	275,600	<u>332,300</u>				
110	275,900	<u>332,600</u>				
111	276,200	<u>332,900</u>				
112	276,400	<u>333,200</u>				
113	276,700	<u>333,500</u>				
114	277,000	<u>333,900</u>				
115	277,300	<u>334,200</u>				
116	277,700	<u>334,400</u>				
117	278,000	<u>334,600</u>				
118	278,300	<u>334,900</u>				
119	278,600	<u>335,200</u>				
120	279,000	<u>335,500</u>				
121	279,200	<u>335,700</u>				
122	279,400					
123	279,800					
124	280,100					
125	280,300					
126	280,600					
127	281,000					
128	281,400					
129	281,600					
130	282,000					
131	282,400					
132	282,700					
133	282,900					
134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					
139	284,700					
140	285,000					
141	285,200					
142	285,400					
143	285,600					
144	285,900					
145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					

備考

1～2 ≪省略≫

(単位 円)						
職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基準給料 月額	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫	≪省略≫

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 8 号

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 2 年草津市条例第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第9条 《現行どおり》 (失業者の退職手当) 第10条 《現行どおり》 2～10 《現行どおり》 11 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》 (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)～(6) 《現行どおり》 12～13 《現行どおり》 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する</u>日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 《改正前を削る》 《改正前を削る》 15～17 《現行どおり》 第11条～第20条 《現行どおり》 付 則 1～6 《現行どおり》 7 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「	第1条～第9条 《省略》 (失業者の退職手当) 第10条 《省略》 2～10 《省略》 11 《省略》 (1)～(3) 《省略》 (4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)～(6) 《省略》 12～13 《省略》 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u>日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 15～17 《省略》 第11条～第20条 《省略》 付 則 1～6 《省略》 7 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

改正後	改正前
ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。） 」とする。 8～15 《現行どおり》	ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。） 」とする。 8～15 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第9号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第141条 《現行どおり》 (入湯税の課税免除) 第142条 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》 (4) 入浴利用料金が<u>1,500円未満(消費税額および地方消費税額を除く。)</u>の浴場に入湯す	第1条～第141条 《省略》 (入湯税の課税免除) 第142条 《省略》 (1)～(3) 《省略》 (4) 入浴利用料金が<u>1,000円</u>未満の浴場に入湯する者

改正後	改正前
る者 (入湯税の税率) 第 1 4 3 条 入湯税の税率は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、一の鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客 1 人 1 日 (第 1 号の場合にあつては、1 泊をもつて 1 日とする。)</u>につき、<u>当該各号に掲げる額とする。</u> (1) 宿泊を伴う入湯 1 5 0 円 (2) 宿泊を伴わない入湯 7 5 円 第 1 4 4 条～第 1 5 5 条 ≪現行どおり≫	(入湯税の税率) 第 1 4 3 条 入湯税の税率は、<u>入湯客 1 人 1 日について、1 5 0 円とする。</u> ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ 第 1 4 4 条～第 1 5 5 条 ≪省略≫

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 0 号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年草津市条例第 2 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 ≪現行どおり≫ (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0 分の 6 . 9</u>を乗じて算定する。 2 ≪現行どおり≫ (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被	第 1 条～第 2 条 ≪省略≫ (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0 分の 6 . 0</u>を乗じて算定する。 2 ≪省略≫ (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被

改正後	改正前
保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 《現行どおり》 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者のいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。)以外の世帯 1世帯について <u>19,000円</u> (2) 特定世帯 1世帯について <u>9,500円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について <u>14,250円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算出する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第5条の3 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,200円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第5条の4 《現行どおり》 (1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>7,300円</u> (2) 特定世帯 1世帯について <u>3,650円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について <u>5,475円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第5条の5 第2条第4項の所得割額は、介護納付	保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,100円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 《省略》 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者のいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。)以外の世帯 1世帯について <u>17,900円</u> (2) 特定世帯 1世帯について <u>8,950円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について <u>13,425円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算出する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第5条の3 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,300円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第5条の4 《省略》 (1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>7,000円</u> (2) 特定世帯 1世帯について <u>3,500円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について <u>5,250円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第5条の5 第2条第4項の所得割額は、介護納付

改正後	改正前
金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条の6 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の7 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,100円</u>とする。 第6条～第16条 《現行どおり》 (国民健康保険税の減額) 第17条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>20,300円</u> イ 《現行どおり》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>13,300円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>6,650円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>9,975円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,840円</u> エ 《現行どおり》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>5,110円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>2,555円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,833円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>8,050円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,270円</u>	金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条の6 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の7 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,500円</u>とする。 第6条～第16条 《省略》 (国民健康保険税の減額) 第17条 《省略》 (1) 《省略》 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>17,570円</u> イ 《省略》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>12,530円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>6,265円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>9,398円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,510円</u> エ 《省略》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>4,900円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>2,450円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,675円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>7,490円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,850円</u>

改正後	改正前
(2) 《現行どおり》 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,500円</u> イ 《現行どおり》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>9,500円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>4,750円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>7,125円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,600円</u> エ 《現行どおり》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,650円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>1,825円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,738円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,750円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,050円</u> (3) 《現行どおり》 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,800円</u> イ 《現行どおり》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,800円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>1,900円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,850円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者	(2) 《省略》 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,550円</u> イ 《省略》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>8,950円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>4,475円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>6,713円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,650円</u> エ 《省略》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,500円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>1,750円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,625円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,350円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,750円</u> (3) 《省略》 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,020円</u> イ 《省略》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,580円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>1,790円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,685円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者

改正後	改正前
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2, 240円</u> エ 《現行どおり》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1, 460円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>730円</u> (7) 特定継続世帯 1世帯について <u>1, 095円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2, 300円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 220円</u> 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 350円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 250円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11, 600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14, 500円</u> (2) 《現行どおり》 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 680円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 800円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 480円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 600円</u> 3 《現行どおり》 第17条の2～第22条 《現行どおり》	支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 860円</u> エ 《省略》 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1, 400円</u> (4) 特定世帯 1世帯について <u>700円</u> (7) 特定継続世帯 1世帯について <u>1, 050円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2, 140円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1, 100円</u> 2 《省略》 (1) 《省略》 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 765円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 275円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10, 040円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12, 550円</u> (2) 《省略》 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 395円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 325円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 650円</u> 3 《省略》 第17条の2～第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和 7 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 1 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和 5 3 年草津市条例第 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第 1 条～第 1 0 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係） 1 ～ 1 3 《現行どおり》 1 4 《現行どおり》 (1) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下この項において「法」という。）第 6 条第 1 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請または法第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査 建築物に関する確認申請手数料で次に掲げる場合に ア イに掲げる場合以外の場合		第 1 条～第 1 0 条 《省略》 別表（第 2 条関係） 1 ～ 1 3 《省略》 1 4 《省略》 (1) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下この項において「法」という。）第 6 条第 1 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請または法第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査 建築物に関する確認申請手数料	
床面積の合計	1 件についての手数料の額	床面積の合計	1 件についての手数料の額
3 0 平方メートル以内のもの	<u>1 8, 0 0 0 円</u> （構造計算書の添付を要しないものは、 <u>1 7, 0 0 0 円</u> ）	3 0 平方メートル以内のもの	<u>1 7, 0 0 0 円</u> （構造計算書の添付を要しないものは、 <u>1 2, 0 0 0 円</u> ）
3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの	<u>2 7, 0 0 0 円</u> （構造計算書の添付を要しないものは、 <u>2 6, 0 0 0 円</u> ）	3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの	<u>2 6, 0 0 0 円</u> （構造計算書の添付を要しないものは、 <u>1 8, 0 0 0 円</u> ）
1 0 0 平方メートルを超え、2 0 0 平方メートル以内のもの	<u>4 1, 0 0 0 円</u> （構造計算書の添付を要しないものは、 <u>3 7, 0 0 0 円</u> ）	1 0 0 平方メートルを超え、2 0 0 平方メートル以内のもの	<u>4 0, 0 0 0 円</u> （構造計算書の添付を要しないものは、 <u>2 7, 0 0 0 円</u> ）

改正後		改正前	
	<u>0円</u>)		<u>0円</u>)
200平方メートルを 超え、 <u>300平方メー トル以内のもの</u>	<u>46,000円</u> (構造 計算書の添付を要しな いものは、 <u>40,00 0円</u>)	200平方メートルを 超え、 <u>500平方メー トル以内のもの</u>	<u>53,000円</u> (構造 計算書の添付を要しな いものは、 <u>35,00 0円</u>)
<u>300平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの</u>	<u>55,000円</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》
500平方メートルを 超え、1,000平方 メートル以内のもの	<u>96,000円</u>	500平方メートルを 超え、1,000平方 メートル以内のもの	<u>93,000円</u>
1,000平方メート ルを超え、2,000 平方メートル以内の もの	<u>150,000円</u>	1,000平方メート ルを超え、2,000 平方メートル以内の もの	<u>140,000円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
5,000平方メート ルを超え、10,00 0平方メートル以内の もの	<u>300,000円</u>	5,000平方メート ルを超え、10,00 0平方メートル以内の もの	<u>290,000円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
50,000平方メー トルを超えるもの	<u>790,000円</u>	50,000平方メー トルを超えるもの	<u>780,000円</u>
備考 《現行どおり》 1～4 《現行どおり》 イ 当該申請または通知（建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に関する法律（平成 27年法律第53号。以下この項において 「建築物省エネ法」という。）第11条第 6項に規定する適合性判定通知書またはそ の写しの提出がないものに限る。）に係る 建築物が、建築物省エネ法第11条第1項 ただし書の国土交通省令で定める特定建 築行為（建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律施行規則（平成28年 国土交通省令第5号。以下この項において 「建築物省エネ法施行規則」という。）第 2条第1項第1号に掲げる特定建築行為に 限る。）または建築物省エネ法第12条第 2項ただし書の国土交通省令で定める特定 建築行為（建築物省エネ法施行規則第2 条第1項第1号に掲げる特定建築行為に限		備考 《省略》 1～4 《省略》 《改正後に新設》	

改正後	改正前																						
る。)である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(7)または(4)に掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(7)または(4)に定める金額を加算した金額 (7) 一戸建て住宅 <table border="1" data-bbox="212 548 766 799"> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td><td>16,000円</td></tr> <tr> <td>200平方メートル以上のもの</td><td>17,000円</td></tr> </table> (4) 共同住宅または長屋住宅 <table border="1" data-bbox="212 864 766 1872"> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td><td>27,000円</td></tr> <tr> <td>300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの</td><td>40,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの</td><td>62,000円</td></tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの</td><td>79,000円</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの</td><td>161,000円</td></tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの</td><td>293,000円</td></tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td><td>558,000円</td></tr> </table> 備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める面積について算定する。 1 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合	床面積の合計	1件についての手数料の額	200平方メートル未満のもの	16,000円	200平方メートル以上のもの	17,000円	床面積の合計	1件についての手数料の額	300平方メートル未満のもの	27,000円	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	40,000円	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	62,000円	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	79,000円	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	161,000円	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	293,000円	50,000平方メートル以上のもの	558,000円	
床面積の合計	1件についての手数料の額																						
200平方メートル未満のもの	16,000円																						
200平方メートル以上のもの	17,000円																						
床面積の合計	1件についての手数料の額																						
300平方メートル未満のもの	27,000円																						
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	40,000円																						
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	62,000円																						
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	79,000円																						
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	161,000円																						
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	293,000円																						
50,000平方メートル以上のもの	558,000円																						